

TUFSフィールドサイエンスcommonsの組織及び運営に関する規程

〔 令和4年10月25日 〕
〔 規則第66号 〕

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に置くTUFSフィールドサイエンスcommons（以下「TUFiSCo」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 TUFiSCoは、全学研究組織として次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 異分野協働によるフィールドサイエンスの先端的应用研究
- (2) デジタル技術による新たなフィールドサイエンスの確立
- (3) 応用研究の成果に基づく社会の行動変容の促進
- (4) 共有された「フィールドの知」に基づく共生社会の構想

(組織)

第3条 TUFiSCoは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) TUFiSCo長
- (2) 副TUFiSCo長
- (3) TUFiSCo教員
- (4) 特任研究員
- (5) その他の職員

(TUFiSCo長)

第4条 TUFiSCo長は、本学の教授のうちから学長が任命する。

- 2 TUFiSCo長は、第2条各号に掲げる事項を掌理する。
- 3 TUFiSCo長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該TUFiSCo長を任命した学長の任期を超えることができない。
- 4 TUFiSCo長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副TUFiSCo長)

第5条 副TUFiSCo長は、本学教員のうちからTUFiSCo長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 副TUFiSCo長はTUFiSCo長を補佐してTUFiSCoの業務を掌理し、TUFiSCo長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副TUFiSCo長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、TUFiSCo長の任期を超えることはできない。
- 4 副TUFiSCo長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(TUFiSCo教員)

第6条 TUFiSCo教員は、本学教員のうちからTUFiSCo長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 TUFiSCo教員は、任期を定めることができる。なお、再任は妨げない。

(統括室及びユニット)

第7条 TUFiSCoに、第2条各号の事業を遂行するため、次の統括室及びユニットを置く。

- (1) TUFiSCo 統括室
- (2) フィールドサイエンス先端応用研究ユニット
- (3) 社会との共創ユニット

2 統括室及びユニットは第3条に掲げる者により組織するものとし、その編成はTUFiSCo 運営委員会の議を経てTUFiSCo 長が決定する。

(TUFiSCo 統括室)

第8条 TUFiSCo 統括室は、学内の組織及び学外との連携を円滑に行うため、次の調整やマネジメントを行う。

- (1) 研究参画調整マネジメント
- (2) 研究企画マネジメント
- (3) 社会実装マネジメント
- (4) 文理融合マネジメント

(フィールドサイエンス先端応用研究ユニット)

第9条 フィールドサイエンス先端応用研究ユニットは、次の事業を行う。

- (1) 海外学術調査に基づく人文知と、人文情報学などの関連諸分野の知をオープンデータでつなぎ、文理協働で総合知に発展させる。
- (2) デジタル技術を駆使したフィールドアーカイビングの実践的手法の開発研究をはじめとする先端的応用研究を、全学の研究者と共に推進し、「フィールドの知」を可視化する。
- (3) 人間の共生・寛容・信頼に関する応用的な研究を始め、調査やデータ共有に伴う倫理的問題など、先端的応用研究に全学的に取り組む。

(社会との共創ユニット)

第10条 社会との共創ユニットは、次の事業を行う。

- (1) 可視化された「フィールドの知」を我が国の市民社会や国際社会と共有し、新たな共生社会の実現に向け、人々の行動変容を促す活動を全学的に展開する。
- (2) 「フィールドの知」に基づき、自治体、教育研究機関、非政府組織及び非営利団体などとの協働体制で、公共圏における社会実践を実験的に推進する。

(TUFiSCo 運営委員会)

第11条 TUFiSCo の管理・運営等に関する重要な事項を審議するため、TUFiSCo 運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) TUFiSCo 長
- (2) 副TUFiSCo 長
- (3) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (4) 研究アドミニストレーション・オフィス長
- (5) その他TUFiSCo 長が指名する者

3 TUFiSCo 長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

- 4 議長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 運営委員会の審議内容は、議長若しくは研究アドミニストレーション・オフィス長が総合戦略会議に報告するものとする。

(事務)

第12条 TUFiSCoに関する事務は、総務企画部研究協力課において所掌する。

(細目)

第13条 この規程に定めるもののほか、TUFiSCoの管理運営に必要な事項は、運営委員会の議を経て、TUFiSCo長が定める。

附 則

この規程は、令和4年10月25日から施行し、令和4年10月1日から適用する。